

文教厚生 常任委員会

●審査した議案・陳情を掲載しています。

議案第73号	霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	賛成多数で可決
議案第75号	霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致で可決
議案第76号	霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致で可決
議案第78号	霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致で可決
議案第79号	霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	全会一致で可決
陳情第4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について	全会一致で採択

霧島市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正

清水保育園を民営化することに伴い、同園を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものとの説明。

問 民営化計画は、有償譲渡・貸付を原則としている。今回、清水保育園の土地・建物については、どのような扱いになるのか。

答 園舎・園庭等が狭いなどの問題があるため、3年以内に施設を新しく移転することを条件に公募した。そのため土地・建物は無償貸付とした。

問 現在の清水保育園職員は、多くの方が残ることになる。民営化以降の給与や休暇などの処遇はどうなるのか。

答 引受け法人と市で、13人の保育士・調理師の方と面接した。民営化後の給与は、現在の市の賃金より高く提示されている。

る。規則等で最高40日の年次有給休暇があるが、法人の就業規則に基づいて設定をされるため少なからざるを得ないと考えている。



民営化される清水保育園

無償貸し付けで、移管されることになるが、3年以内に建替え移転の条件の下、民営化が進められる。民間の活力を十分に生かしながら、保育園の充実・発展というものを期待できると信じているとの賛成討論がありました。

霧島市指定地域密着型サービスの事業に人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

対象者を要支援1及び2、要介護1から5の認定を受けた方で、原則として市民のみが保険給付の対象となる。市の介護保険事業計画に沿った整備を図れるなど、市の実情に沿った適切なサービス基盤を整備することが可能となる。基準改正により、障害者制度でサービスの指定を受けた事業者であれば、障がい者の施設で高齢者を受入れる、あるいは高齢者の施設で障がい者を受け入れる

ることが可能になるとの説明。
問 条例の改正は、状況や報告など機会を設ける期間を3か月に1回から6か月に1回に変更することによって連携はとれるのか。
答 地域密着型の事業所は、市役所、包括支援センター、地域の公民館長、民生委員などを含めた運営推進会議を設置することが義務づけられている。事業所がどのような地域に関わっていけば、その地域の課題が解決できるのかを想定している。

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

0歳から2歳児の待機児童の解消や地域の子育て支援機能の基盤維持の確保に向けて設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものとの説明。

問 今回の改正は、都市型の待機児童解消に向けた施策の改正となるのではないかと。

答 都市型においては、待機児童の解消、地方においては地域の子育て支援機能の基盤整備が目的になっている。本市でも、0歳から2歳児の潜在的待機児童もあり、この解消にも当てはまるのではないかと考えている。

に、三位一体の改革で、義務教育国庫負担は国が二分の一から三分の一に削減した。これにより地方自治体の負担が増加し、子どもたちの教育水準に格差が出てしまうとの懸念がある。子どもたちが、一定水準の教育を受けられない懸念があることから本陳情を提出したとの説明。

問 教育現場の環境は大変との声を聞くがどのような状況なのか。
答 鹿児島県だけではなく、全国的にもメディアで取り上げられる問題として、部活動がかなり大きなウエイトを占めている。報告物なども多く、子どもたちと向き合う時間が減ってしまうというところが現状としてあり、計画的な教職員定数の改善が求められる。

産業建設 常任委員会

●審査した議案を掲載しています。

議案第72号	霧島市手数料条例の一部改正について	全会一致で可決
議案第80号	霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について	全会一致で可決

霧島市手数料条例の一部改正

建築基準法の一部改正により、本市条例の一部を改正するものである。今回創設された接道規制に係る特例認定制度は、用途及び規模に関し、国土交通省令で定める基準に適合するもので、市が、交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認めるものは、建築審査会の同意が不要となる。

問 支障がないというのは、どういう状況なのか。
答 建築物の周囲に広い空き地がある場合、当該空き地が避難及び通行の安全、日照、風通しなど、それらの確保の観点から、道路と同等の機能を有するものである。

問 これまで県の実績では、本市の関係は何件あったのか。
答 本市における特例許可については、平成26年度からの4年間で24件、認定に相当するであろうと思われるものが、8件となっている。
問 手数料を取るといふことは、認定は市がするのか。
答 その通りである。

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正

地域再生法の、一部改正により、企業の本社機能の移転に対する課税の優遇措置が拡充された。これを受け、本市条例を一部改正するものである。

東京23区から本市の地方活力向上地域である、都市計画用途地域や工業団地の一部へ本社機能等を移転する移転型事業に対し、固定資産税の不均

一課税措置により、3年間の課税免除とするもの。
支援対象施設は、事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設であるとの説明。
問 この件に関して、企業からの問合せはあるか。
答 今のところない。
問 移転型の事業所で、新たな工場の設備投資は対象となるか。
答 工場等の設備については、霧島市工業開発促進条例等の適用となる可能性がある。